

## 平成 29 年度景観まちづくりの報告

### 1. 審議会等の開催

○豊島区景観条例に規定された事項、その他良好な景観形成に関する重要事項を審議。

#### 【豊島区景観審議会】

- ・開催回数 3 回（7 月、12 月、3 月）
- ・委員 21 名
- ・主な議題 景観計画一部改定、景観形成ガイドライン（屋外広告物編）、景観事前協議案件の報告など

#### 【豊島区景観審議会デザイン検討部会】

- ・開催回数 4 回（8 月、10 月、11 月、3 月）
- ・部会員 6 名
- ・主な議題 景観計画一部改定内容の検討、景観形成ガイドライン（屋外広告物編）の検討、景観事前協議など

### 2. 指定事項等（平成 30 年 6 月施行予定）

○地域特性を生かした景観まちづくりを行うため、特に良好な景観形成を推進する必要があると認める雑司が谷地域において「景観形成特別地区」等を指定。

- ・雑司が谷地域景観形成特別地区の指定
- ・景観重要公共施設「鬼子母神大門ケヤキ並木道」の指定

○景観形成特別地区の指定に向けて、雑司が谷地域の景観について地域の意見を求め、それを踏まえ指定内容を検討。

- ・雑司が谷景観まちづくりワークショップ  
全 4 回（ガイダンス 1 回、ワークショップ 3 回）
- ・対象：区内在住、在勤、在学
- ・期間：5 月～8 月、土曜日、3～4 時間
- ・場所：雑司が谷地域文化創造館
- ・参加人数：各回約 30 名

○豊島区景観計画の「屋外広告物の表示等の制限」に基づき、都市の景観に影響を与える屋外広告物を地域の特性を踏まえた良好な景観の形成に貢献するよう、東京都屋外広告物条例や関係法令の規定による基準に加え、景観に配慮すべき事項を示すガイドラインを策定。

- ・景観形成ガイドライン（屋外広告物編）の策定

### 3. 景観条例に基づく事前協議、景観法に基づく行為の届出

○景観形成に影響を及ぼす一定の建築等の行為について、景観計画に適合した内容であるか確認。

	景観事前協議				行為の届出・通知		
	建築物	工作物	開発行為	屋外 広告物	建築物	工作物	開発行為
28年度	39件	4件	1件	70件	34件	2件	0件
29年度	38件	1件	2件	77件	35件	2件	3件

※屋外広告物は事前協議のみ。

※景観事前協議から行為の届出までは30日以上の期間あり。

	景観アドバイザー会議	デザイン検討部会
28年度	38件	3件
29年度	38件	5件

※デザイン検討部会案件：高さ4.5m以上または延べ面積10,000㎡以上の建築物、区が整備する橋梁。

#### 【平成30年度の景観アドバイザーについて】

○ランドスケープや緑化、色彩計画について指導を強化するため、現在のアドバイザー2名（建築専門）に加えて、専門のアドバイザーを増員する。

新たに加えたアドバイザーについては、一定規模以上の案件について、景観アドバイザー会議に出席し、技術的支援等を行う。

#### 景観アドバイザー

	専門	氏名	所属
継続	建築	鈴木 立也	株式会社デザインステージ代表取締役
継続	建築	村井 祐二	株式会社計画設計・インテグラ代表取締役
新任	ランドスケープ・緑化	保 清人	株式会社ロスフィー
新任	色彩	加藤 幸枝	有限会社クリマ取締役、豊島区景観審議会委員

景観アドバイザー会議への出席の有無

	専門	高さ 45m 以上もしくは 延べ面積 10,000 m <sup>2</sup> 以上 ※部会案件、年 5 件程度	敷地面積 1,000 m <sup>2</sup> 以上 ※左記を含み年 10 件程度	その他
鈴木 先生 or 村井 先生	建築	○	○	○
保 先生	ランドスケープ・緑化	○	○	—
加藤 先生	色彩	○	—	—

4. 啓発

○景観についての理解を深め意識の醸成と高揚を図るため、景観まちづくり講演会を開催。

【景観まちづくり講演会】

～あなたも景観の目利きになれる～

- ・対象：区内在住、在勤、在学、そのほか景観まちづくりに関心のある方
- ・日時：平成29年6月1日 19時～21時
- ・場所：としまセンタースクエア
- ・講演者：東京大学アジア生物資源環境センター教授 堀 繁 氏
- ・参加人数：149名